

宝治元年『院御歌合』注釈―「蓮性陳状」―

位藤 邦生 森下 要治
田野 慎二 山崎 真克
藤川 功和

はじめに

「蓮性陳状」は、『院御歌合』結番の後、当該歌合の出詠者であり当時歌壇において為家と対立関係にあった六条藤家歌人の蓮性（俗名藤原知家）が自詠に負けが付された番について、その判に異議を唱える形で執筆された。おそらく建久四年（一一九三）藤原良経主催の「六百番歌合」成立後に藤原俊成の判に対して異論を唱えた同じく六条藤家歌人の顕昭による「六百番陳状」に範を求めたものである。「蓮性陳状」には為家の判詞に対する異議が、先行する和歌や歌合の引用等を交えて詳細に記述されており、蓮性の歌観を知る上で貴重な情報源となっており、また、当時の歌壇の状況を知る為の好資料でもある。さらに、「蓮性陳状」で引用されている和歌関連資料の中には、この陳状によってのみその存在が確認できるものも散見されるのであり、和歌資料としても「蓮性陳状」の持つ意義は大きい。よって本稿では、『院御歌合』注釈の二環として、「蓮性陳状」の注釈を試みるものである。

底本は永青文庫本を用い、担当者と担当範囲は以下の通り（数字は永青文庫本の丁数）。

- 一 早春霞十番左（五〇ウ1～五二ウ2）―位藤邦生（福山大学）
- 二 早春霞十番右（五二ウ2～五三ウ7）―藤川功和（尾道大学）

- 三 山花廿三番右（五三ウ8～五五オ7）―森下要治（広島文教女子大学）
- 四 五月郭公三十六番左（五五オ8～五六オ13）―田野慎二（広島国際大学）
- 五 忍久恋八十八番右、旅宿嵐百十四番左（五六ウ1～五九オ7）―山崎真克（比治山大学）

なお、本稿をもって平成十七年より公刊してきた宝治元年『院御歌合』の注釈をひとまず終える。注釈の内、最初の三題（「早春霞」「山花」「五月郭公」）までは群書類従本を、以降の題については永青文庫本を底本にするといった不統一、また語釈や通釈なども再考を必要とする箇所が数多く存しており、今後はそういった問題点を一つ一つ再検討し、より厳密な注釈の公刊を目指したい。

凡例

- 一、底本は、永青文庫蔵本（二〇七・三六・七）（『細川家永青文庫叢刊』第八巻所収）を用いた。
- 一、今までの注釈で校合した諸本の内、永青文庫本同様「蓮性陳状」を付載する九州大学支子文庫蔵本（九一一・ホ・一）、並びに群書類従本（巻二百二十七所収）「蓮性陳状」をもって校合した。
- 一、注釈は、担当者の分担範囲によって五分割にし、さらに各分担範囲の内容の

まとまりごとに分割掲載した。掲載にあたっては、【本文】【校異】を示した後、

【校異】

イ ※ー蓮性陳状(群) 口 九条三位知家卿進後嵯峨院状ーナシ(支・群)

【参考】【語釈】【通釈】をあげた。

ハ 御哥合ー御哥合(群) ニ ともーと(支・群) ホ かつくー且(支・群)

一、表記や送り仮名の異同はこれを略し、見せけちや補入符号によって訂正のある箇所は、訂正後の本文を採用した。

へ おほえー承(群) ト いまーナシ(支・群) チ をこそーとそ(支)、

一、翻字本文には適宜読点を施し、字体は現行の活字体に改めた。

ナシ(群) リ うけ給てー承て(支、承て(群)) 又 候らめとーつ、め(支)、

一、本文中、異同の存する箇所には、傍線及びイ、ロ、の如き符号を付し、語釈を施した箇所には、本文右傍に①、②…の通し番号を付した。

待りつらめと(群) ル 所とも候し間ー所ともつ、り(支)、事ともつ、りし(群)

一、底本で文意不通等が認められる場合、他本の本文に拠り通釈を施した場合がある。その際、【本文】【校異】【通釈】において他本に拠った箇所に■網掛けを施した。

【語釈】

一、引用本文は、原則として『新編国歌大観』に拠り、その他の引用文献は、適宜底本を示した。なお、引用本文には、適宜、傍線、振り仮名等を付した。

① 蓮性番六首まで勝とうけ給候へはーたとえは内閣文庫本附載の勝負付けによつても、「沙弥蓮性 勝六負四」と記されている。蓮性と下野の勝負について諸本間の異同はない。

一、『万葉集』については、本文、歌番号ともに塙書房刊『万葉集 訳文篇』を用いた。

② かつくーさしあたって。何はさておき。ひとまず。不十分ながらも、意ではあるまい。

一 早春霞十番左(五〇ウゝ五二ウゝ)

③ おもふぎー「おもむき(趣)」に同じ。

【本文】

※^付 九条三位知家卿進後嵯峨院状

かしこまりて申上候、十首御哥合よにゆかしく

九条三位知家卿(法名蓮性)が後嵯峨院に奉る陳状

おほえ候へども、いまた見及候はぬに、一日或人つたへき、候とて、おろくかたり候し中に、蓮性番六首

一目も早く見たいものだと切望しておりますけれども、いまだ見及んでおりませぬところ、先日ある人が伝え聞きましたといつて、不十分ながら話してくれました中で、蓮性(と下野)の番は六首まで(蓮性の)勝だと承りましたので、何はさておき面目身にあまつて悦んだ次第でございます。そういうわけで四首の負けも嘆くところではありません。ただし(判者為家の)判の趣(につきまして)は、

さて勝とうけ給候へは、かつく面目身にあまり

きつと(私が)間違つたことを聞きましたのでしようと、少々不審なところもございましてので、(ここにそれを)注し申しあげました。

てよろこひおほえ候、いま四首のまけ更にいた

【本文】

む処にあらず、た、し判のおもふき、さためて僻事こそうけ給て候らめと、聊おほつかなき

※^付 一霞の哥に、今とけさと判者難之申候なる、

所とも候し間、注申候、

まことにさりかたきあやまりにて候、老のほれも

思ひしられ候へとも、建保内裏百番御哥合に

西園寺入道相国

(五〇ウ)

妻木こる山路は今や絶ぬらん里だにふかき今朝の白雪

判者定家卿不難之、可為勝之由ため申、其上此哥

すてに新勅撰集にえらひ入られて候にこそ、

【校異】

イ ※—春は今と渡りくらし天の原雲井遥に今朝はかすめる(群)

ロ 一—ナシ(群) ハ 判者—判者(群) 二 難之申—難申て(支・群)

ホ なる—なり(支) ヘ ほれも—ほれ(支・群) ト 百番—百首(支・群)

チ 相国—相国(群) リ 新勅撰集—新勅撰(支・群)

【参考1】『院御歌合』「早春霞」・十番

(本文は「永青文庫本」に拠る、以下同じ)

十番

左 沙弥蓮性

春は今とはわたりくらし天のはら雲井はるかにけさはかすめり

右 冊

下野

さほ姫のかすみの衣袖さえてたつとはみれと春そすくなき

左とわたりくらしあまの原雲井はるかになと、たけ

あるさまに侍を、しつかに今見侍れば、春は今

といひて、けさはかすめると侍ける、いまの字は

おなし心にやかよひ侍らん、右、霞の衣はなにそ

すくなきとよみはてたる哥、ちか比おほく成て

めにたち侍らねとも、おほつかなきこと侍らねは、

右の勝にや侍らむ

【参考2】『内裏百番歌合』「冬」・七十三番

七十三番 左勝

公経

妻木こる山ちは今やたえぬらむ里だにふかきけさの白雪(一四五)

右

越前

風さえて日かげこもりぬ谷川にむすぶ氷はいくへなるらむ

里だにふかきけさの白雪、又ことに宜しき由申して為勝

【語釈】

①霞の哥に……—【参考1】にあげた『院御歌合』十番のうち、蓮性の歌につい

てのみ諸本の異同を注記すれば、「春は今」の字余りは、内閣文庫本、九州大学

支子文庫本は底本に同じく、書陵部本、書陵部蔵歌合類聚本、群書類従本は、「春

は今」。「かすめり」は支子文庫本が底本に同じく、書陵部本、内閣文庫本、書陵

部蔵歌合類聚本、群書類従本は「かすめる」。蓮性が「まことにさりかたきあやま

りにて候」とする為家の難は、「しつかに今見侍れば、春は今といひて、けさはか

すめると侍ける、いまの字はおなし心にやかよひ侍らん」の条である。

②建保内裏百番御哥合に……—建保四年『内裏百番歌合』の当該歌を含む番を【参

考2】に掲げた。定家の判は見るとおりで、公経の歌は

建保六年内裏歌合、冬歌

入道前太政大臣

つま木こる山ちもいまやたえぬらんさとだにふかきけさの白雪

の形で『新勅撰和歌集』巻第六・冬歌(九八七)に載せられている。

【通釈】

霞の歌(『早春霞』題の歌)の中に、「今」と「けさ」と(あるのを)判者が難

じ申していると聞きました。まことに逃れられぬ(私の)誤りでございます。わ

が身の老耄も思い知られますが、建保内裏歌合(『内裏百番歌合』)に西園寺入道

相国(公経)

妻木こる山路は今や絶えぬらん里だに深き今朝の白雪

判者定家卿はこれを難じることなく、勝とすべく定めました。その上にこの歌

はすでに『新勅撰和歌集』に撰入されております。

【本文】

おほかた

けさを今朝と書て、今字おなしと難候はんはあ

まりの事にてや候へからん、かく申候へはとて、五月雨とて

月とも詠し、時雨とて時とはよむましきにて候にや、それはさる事にて、けさをかならず今朝とか、ぬ事も候やらん、日本紀には明旦とかきてけさとよみ候とかや、今度の御哥合判詞には日本紀まで勘

のせられたる由聞え候へは、今申上候明旦の字も、

さためて存知の事にてこそ候らめとおほえ候、

【校異】

- イ 今—今の(支・群) □ おなしと—おなし(支) ハ 候はんは—候はん(支・群) ニ あまりの事—あまりこと(支)、あまりある事(群)
- ホ にてや—にや(支・群) ヘ 候へからん—候(支)、ナシ(群)
- ト 申候へはとて—申候へは(支・群) チ か、ぬ—か、さる(支)、かきる(群)
- リ 候やらん—候らん(支)、候はん(群) ヌ 明旦—明思(支)
- ル よみ—読て(支・群) ヲ とかや—にや(支・群) ワ 御哥合判詞には—御哥合の判の詞には(支・群) カ まで—までも(支・群)
- ヨ 由—まし(支) タ 明旦—明思(支) レ こそは—こそ(支・群)

【語釈】

①日本紀には明旦とかきて……『日本書紀』巻第六、垂仁天皇八十八年七月の条に、「清彦答曰、刀子自然至於臣家、乃明旦失焉」とあつて、北野本室町時代訓では「明旦」をケサと訓んでいる。

②日本紀まで勘のせられたる—『院御歌合』百二十六番の判詞に、為家は「左の磯の宮、いまはしめて見いて侍、まことに日本紀までさくりもとめられたるちから、物にまくへきに侍らねは、とこよの波声のとけて、よろしく聞え侍にや」と評している。

【通釈】

いつたいに「けさ」を「今朝」と書いて、(上にある)今の字は同じだと難じますのはあまりのことではございませうか。このように申しますからには、五月雨と言ひ出したからには、(それといっしょに)月を詠んだり、時雨と言ひ出したからには時とは詠んではいけないというのでございませうか。それはそれとして

も、けさを必ずしも今朝と書かないこともあるのではないのでしょうか。『日本書紀』には明旦と書いてけさと読んでおられますか。このたびの御歌合の判詞には『日本書紀』までも考勘して載せられた由を耳にしましたので、今申しあげました明旦の字も、(為家は)きつとこ存知のことでしようとは存じます。

【本文】

又、

延喜の聖代には菅家新撰万葉集をえらひたて

まつられ候、彼集には朝の字はかりをけさとよみ (五一才)

て候、北野聖廟さためて御僻事なくこそ候らめ

とあふきて、信をとり候、た、し古万葉集には今

朝、今旦などかきたる本も候へは、それにつき難し

申され候はん、のかる、所なく候へと、万葉集の文字つかひ巻

ことにかはりたる事にて、真名書、仮名書、或義を

もてこれをよませ、或字をもて是を尺したるもの

にて候とこそ、前達申つたへたる事にて候へは、件集の

漢字につきて哥の難あるへきにて候は、鶴鴨字

をかきて候へは、若この鳥を題にして詠候はん時は、

彼字は病にてあるへきにや候らん、

【校異】

- イ 延喜の—延喜(支・群) □ 新撰万葉集—新撰万葉(支・群)
- ハ 朝の—朝(支) ニ 北野—北野の(支・群) ホ こそ—ナシ(支・群)
- ヘ 古万葉集—万葉(支・群) ト それにつき—これにつきて(支・群)
- チ 候はん—候らん(支・群) リ 候へと—候へ共(支・群) ヌ 万葉集の—万葉も(群) ル 或—或は(支・群) ヲ もて—もちて(支)、もつて(群) ワ 或—或は(支・群) カ もて—もちて(支)、もつて(群)
- ヨ とこそ—など、そ(支・群) タ 前—先(支・群) レ 件集—件の集(支)
- ソ ナシ—つるかもなど申候詞を(支)、つるかもなどの詞を(群)

ツ 鶴鳴―鶴鳴の（支・群） ネ 題にして―題にて（支）、題に得て（群）

【語釈】

①彼集には朝の字はかりを……―『新撰万葉集』には

秋霧者 今朝者那起會 竜田山 婆婆會之黄葉

与曾丹店將見（卷之上・一三三）

の例があるが、これは「今朝」となっている（『新編国歌大観』所収寛文七年版本）。蓮性が見た本では朝一字を「ケサ」と訓んでいたであろう。後考に俟ちたい。

②た、し古万葉集には……―『万葉集』の原表記で「今朝」「今日」とあるものを一例ずつあげておく。

我が背子に または逢はじかと 思へばか 今朝の別れの すべなかりつる

（巻第四・五四〇）

含めりと 言ひし梅が枝 今朝（※原文は「今日」） 降りし 沫雪にあひて 咲

きぬらむかも（巻第八・四三三）

③病―歌病。歌詞の修辭上の欠陥をいう。

【通釈】

また、延喜の聖代には菅家（道真公）が『新撰万葉集』を撰進せられました。その集には朝の字だけをけさと読んでございます。北野聖廟はきつとお間違ひはなくておいでと敬仰し、信用いたしております。ただし『古万葉集』には（けさを）今朝、今日などと書いている本もございませう、それに拠って難じなされたのございませう。弁解のしようもない次第ですが、『万葉集』の文字遣いは巻ごとに変わっており、真名書、仮名書（があり、また、或ものは意味をもってこれを訓ませ、或ものは字をもってこれを釈したものであると、先人も申し伝えていふこととございますので、件の集（『万葉集』）の漢字を振りどころとして歌の批判がもしあるとしたならば、つる・かもなど申します詞を、鶴・鴨の字を書きましたならば、もしもこの鳥を題にして（歌を）詠みます場合には、その字は（歌）病であることになってしまひませう。

【本文】

すへて漢字

のかよひたるを難とし候事、まことにふるくもなき

には候はず候、沙汰ある事にて候、これは不審の事

にて候にこそ、ちかくはすなはち建保内裏撰哥合に（五一ウ）

時しらぬ富士の芝山しはしたにけたぬ思ひにたつ煙哉

定家卿の判に此哥のぬの字を難し申たるとおほえ候、

しかるを今の御哥合に判者忍恋の詠にはいはてお

もふとて、下旬にしらしをとかや候なるは、不言、不知、字

にてこそ候らめは、ふるき難をもちあられ候ぬへくは、

これも又おほつかなき所なきにしも候はず、

【校異】

イ 候はず候―さふらはす（支・群） 口 にて候―にて（支）、にて候歟（群）

ハ 不審―不字（支）、不の字（群） ニ ちかくは―近くも（支・群）

ホ 内裏撰―内裏の（支） ヘ 撰哥合に―哥合に撰（支） ト 定家卿の

定家卿（支・群） チ 判に―判には（群） リ ぬの字―好の字（支）

又と―かと（群） ル おほえ候―おほえ候は（支） ヲ 今の―今（支）

ワ 判者―ナシ（支） カ 忍恋の―忍恋（支） ヨ しらしをとかや―しら

しなと（支・群） タ 候なるは―候なるを（支・群） レ 字―此字（支・群）

ソ 候らめは―候らめ（支・群） ツ 候ぬへくは―候は（支）、候は、（群）

【語釈】

①時しらぬ……―連性が引用した

時しらぬ富士の芝山しはしたにけたぬ思ひにたつ煙哉

は、『新勅撰和歌集』収載の

建保三年内裏歌合に 藤原信実朝臣

あづまぢのふじのしば山しばだにけたぬおもひにたつけぶりかな（巻第十五

恋歌五・九八七）

の訛伝であろう。この歌はまた『信実集』に

建保五年内裏歌合に

東路のふじのしばやましばしだにけたぬ思ひに立つけぶりかな(二三)

として入っている。『新勅撰和歌集』に建保三年、『信実集』には建保五年とするが、どちらの歌合も残っておらず、現時点では確認できない。定家の判詞の詳細も不明である。

②ぬの字を難し申たると……連性が引用した信実歌の、初句の「ぬ」と第三句の「ぬ」の重なりを難じたのであろう。俊頼の言う「文字病」の指摘であろうか。『俊頼髓』から少々引用しておく。

いまにも、避るべしとみゆるは、同心の病、文字病なり。同心の病といへるは、文字は変りたれども、心ばへの同じきなり。

山桜さきぬる時はつねよりも峰の白雲たちまさりけり

これは、山と峰となり。山のいただきを峰とはいへば、病にもちあるなり。

(中略) 文字病といふは、心は変りたれども、同じ文字あるをいふなり。

みやまには松の雪だに消えなくにみやこは野辺に若菜つみけり

この、みやことみやまなり。(以下略)

もつとも俊頼自身はこうした歌病についてもそれを深くも咎めない。先例をあげて、「されど、これをば悪しともさだめられず。かやうの程のことは、歌によるなめり」と述べている。なおすでに見たように、為家は連性の霞の歌について、「春は今といひて、けさはかすめると侍ける、今の字はおなし心にやかよひ侍らんと難じていた。「同心の病」の指摘と考えるべきであろう。

③今の御哥合―宝治元年『院御歌合』をさす。

④判者忍恋の詠には……―「忍恋」は「忍久恋」とする伝本があると、『大日本史料』第五篇所収の活字本が言っているが、根拠は不明。

『院御歌合』「忍久恋」題九十一番での為家の歌は、

いはて思ふ枕の下のなみたともしらしな人につもる年月

諸本とも第四句は「しらしな」で、連性の言う「しらしを」の形は見当たらない。

【通釈】

すべて漢字が共通しているのを難とすることは、実際のところ古い時代にもないことではございませんでした。論議のあることでございます。(また)これは不

審のこともございます。近年もすなわち『建保内裏撰歌合』に

時しらぬ富士の芝山しばしだに消たぬ思ひに立つ煙哉

(という歌があり)定家卿の判にこの歌のぬの字を難じていたと憶えております。しかるに今の歌合(『院御歌合』)に判者(為家)が「忍(久)恋」題の歌には「いはておもふ」と言つて、下句に「しらしを」とかございますのは、不言、不知(同じ不)字でございましょう。(もしも)古い批判基準を用いられますのならば、これもまたはつきりとしないうところがなきにしもあらずです。

【本文】

猶若^け

さと今とはかり難にさためられ候へきならば、為教^け

朝臣今度即花の哥に^けこの字を詠にて候よし

聞え候、彼はまことに心のやみになにのあやめもわき^け

かたく候はんも、返、よそまであはれにこそおほゆる

事にて候へは、彼をもちい、是をすて候、みな其い

【校異】

イ けさと今―けさを今(支)、今と今朝(群)

ロ ナシ―今朝よりは雲こそにはへ芳野山たかねの桜今やさくらん(群)

ハ 詠にて候―詠し候(支・群) 二 聞え候―聞て候(支・群)

ホ わきかたく―わきまへかたく(支) へ 候はんも―候らんと(群)

ト あはれに―あはれと(支・群)

【参考】『院御歌合』「山花」・十八番

十八番

左 持

権大判書 公基

芳野山みねにたなひく白雲の匂ふは花のさかりなりけり

右 為教朝臣

けさよりは雲こそ匂へ吉野山高根のさくら花やさくらし

左右ともにしら雲のほふによりて花をわけける
よしの山、高下をさため申侍らん中く侍れば、
持たるへし

【語釈】

①為教朝臣今度即花の哥に―参考欄にあげた為教歌の末句は、永青文庫本は「花やさくらし」、書陵部本は「花やさくらん」で、内閣文庫本、支子文庫本、歌合類聚本、群書類従本は「いまや咲らん」となっている。従って蓮性の批判は後者の本文によることになる。

②心のやみになにのあやめもわきかたく―二つの古歌を踏まえる。

人のおやの心はやみにあらねども子を思ふ道にまどひぬるかな

〔後撰和歌集〕卷第十五雑一・一一〇二、兼輔、詞書省略

郭公なくやさ月のあやめぐさあやめも知らぬこひもするかな

〔古今和歌集〕卷第十一恋歌一・四六九、読人しらす

【通釈】

なおもしもけさを今（と字が重なる）と難じ定められるべきならば、為教朝臣がこのたびすなわち「山」花」題の歌にこの字（今の字）を（重複して）詠んでいる由がわかっています。あちら（為家）はまことに親心の闇で何の理路も分別できぬのでございましょうと、本当によそながら気の毒に思われますこととございしますので、あっち（為教）をとりあげ、こっち（蓮性）を捨てておりますのも、皆その謂れが深いのでございましょう。

【本文】

凡哥をたてまつらしめて、さかしく
おろかなりと、被知召候けむ、いにしへにたちかへり候
御代に、いつしか老の病をあらはし候ゆる事、
かならず、ひとつのはちのかる、所なく思給候、

【校異】

イ さかしく―さかし（群） □ おろかなり―おろかなる（支） ハ 候け

む―候らん（支・群） 二 老の病―老か病（支・群） ホ かならず―たか
とかならず（支・群） ヘ ひとつの―身ひとつの（支・群） ト はち―み
ち（支・群）

【通釈】

およそ歌を奉獻させて、（一方は）賢く（また一方は）愚かであると、しろしめされたでありましょう、いにしえ（の聖代）に立ち返ります御世に、早くも（こうして）老病をあらわしてしまいましたこと、他の誰の咎ではなく、我が身一つ
の恥を逃れることはできないと存じております。

二 早春霞十番右（五二ウ2く五三ウ7）

【本文】

哥、さほひめの霞の衣袖さえてとよみて候なる
判にもすなはち近比おほくなりて、めにた、すと
かやは候なれば、今注申上候へきにては候はねど、
元仁の比、九条の内大臣人々哥十首をよませら
る、事候き、其中に

前藤大納言

春たちて霞の衣さむからしました一重なる嶺のしら雪

さほひめのよもの霞のうす衣またうらなれぬ春風ぞ吹
かく兩人よみて候、心詞かはらすおほえ候にや、霞衣は

古今集より出たる物にて候へは、いまもとりもちい
候はん事、難あるへきには候はねども、早春余寒
などの心あひまじりなん哥は此哥にことなるへから

す候にや、寛元二年にて候しやらん、光俊入道
一品経哥として人々に百首哥よます事候し

にも、^{オノ}早姫霞の衣につ、けて詠たるとおほえ候、
今は無下のふるきぬにこそみえ候へ、霞の衣うはき
に成候へしともおほえ候はず、

【校異】

イ 右の—右(支・群) 口 さほひめの—^{下野}さほひめの(群) ハ 袖—ナシ(支)
ニ さえて—さらて(支) ホ よみて—よみ(支) ヘ 候—ナシ(支・群)
ト ては—ナシ(支・群) チ と—とも(支・群) リ 元仁—元仁(群)
又 九条の—九条前(支・群) ル 人々—人々に(支・群) ヲ 哥十首—
冊首(支・群) ワ 春たちて—春たてと(支・群) カ ナシ—家長朝臣(支・群)
ヨ かく兩人—かくなん(支) タ 候—ナシ(群) レ 霞—霞の(支・群)
ソ いまも—今(支) ツ には—に(群) ネ とも—と(群) ナ なん
—候なん(群) ラ 哥—^{卷首}両首(支・群) ム 寛元—寛元(群) ウ 一品
経哥—一両首哥(支)、卷経(群) 中 事—事の(支・群) ノ 候—侍り
し(支) オ ナシ—為氏朝臣(支)、為氏(群) ク 早姫—さほひめの(支・群)
ヤ に—と(支・群) マ の—に(支・群) ケ に—にて(支)、と(群)

【参考】『院御歌合』『早春霞』・十番

十番

左

沙弥蓮性

春は今とはわたりくらし天のはら雲井はるかにけさはかすめり

右

下野

さほ姫のかすみの衣袖さえてたつとはみれと春そすくなき

左とわたりくらしあまの原雲井はるかになと、たけ
あるさまに侍を、しつかに今見侍れは、春は今
といひて、けさはかすめると侍ける、いまの字は
おなし心にかよひ侍らん、右、霞の衣はなにそ
すくなきとよみはてたる哥、ちか比おほく成て
めにたち侍らねとも、おほつかなきこと侍らねは、
右の勝にや侍らむ

【語釈】

① 右の哥、〜とよみて—『院御歌合』十番右歌の下野歌を指す。【参考】参照。

② 判にもすなはちくめにた、すとかやは—『院御歌合』十番の為家の判詞を指す。

【参考】参照。

③ 九条の内大臣—他本に拠り「九条前」にあらためる。藤原基家。良経男。建仁三年(一一〇三)生、弘安三年(一一八〇)没、七十八歳。内大臣には嘉禎三年(一一三七)十二月に任じられ、翌六月に辞している。定家の没後、真観らを中心とした反御子左派に同調していたと目されており、当初為家単独撰とされていた『続古今和歌集』には真観、行家ら反御子左派歌人らとともに追加撰者となっている。『雲葉和歌集』の撰者。勅撰集には『続後撰和歌集』以下、七十九首入集。

④ 人々哥十首をよませらるゝ事候き—元仁二年(一一二五)三月二十九日披講の『藤原基家三十首』を指す。作者としては、藤原定家、藤原家隆、慈円、藤原為家、藤原隆祐、藤原信実、源家長、祝部成茂、下野らが知られるが、まとまった形では現存せず、定家、家隆、慈円、隆祐の作のみ、各家集に三十首全てが見出せる。久保田淳氏「権大納言藤原基家三十首、付「東林今葉」について」(『明月記研究』1号 平成8年11月)参照。

⑤ 前藤大納言—『公卿補任』によると元仁二年時点での前大納言は、藤原兼宗・藤原兼基の二名。歌歴に鑑みるに、藤原兼宗を指すと考えられる。兼宗は、内大臣中山忠親の男。長寛元年(一一六三)生、仁治三年(一一四二)没、八十歳。『六百番歌合』や『千五百番歌合』等に出詠。勅撰集には『千載和歌集』以下二十一首入集。
⑥ 春たちて……—出典未詳。(立春となっても霞の衣は立ったけれど『まだ薄く』寒いにちがいない。まだ一重の霞の衣)がかかる嶺には白雪が残っていて)の意。
『霞の衣』は『古今和歌集』以来の霞を衣に見立てた表現。

⑦ 家長朝臣—他本により補う。源家長。生没年未詳。文暦元年(一一三四)以降没か。時長男。後鳥羽院下野を妻とした。『新古今和歌集』撰集の折りには、和歌所開闢に任じられ、編纂の実務に当たった。『正治第二度百首』、『千五百番歌合』、『元久詩歌合』等に出詠。著作に『源家長日記』がある。勅撰集には、『新古今和歌集』以下、三十六首入集。

⑧さほひめの……―出典未詳。(《眼前の早春の様子》はあたかも)佐保姫が織った四方の霞の薄い衣で、(衣の)裏もまだなじんでないかのようで、そこに春風が吹いている)の意。「さほひめ」は春を司る女神。春霞はこの神が織り出すと考えられていた。「うら」(裏)は「衣」の縁語で、当該歌では早春の霞がまだそれほど棚引いていない様子を佐保姫の織り出す霞の衣に見立てる。「野辺にたつ霞のころも春をうすみまだうらなれぬ雪のしたくさ」(《範宗集》六・「野外霞」)は類例。こそみだるべらなれ(《古今和歌集》春歌上・二三・「題しらず」・行平)。

⑩早春余寒などの心あひまじりなん哥は此哥にことなるへからず―「早春」は春のはじめ、対して「余寒」は「そらは猶かすみもやらず風さえて雪げにくもる春のよの月」(《新古今和歌集》春歌上・二三・「家に百首歌合に、余寒の心を」・良経)の如く立春後にまだ残る寒さに主眼がある。下野詠の場合、特に「かすみの衣袖さえて」あたりに余寒の意味合いが看取されるか。

⑪光俊入道―藤原。法名真観。建仁三年(一一〇三)生、建治二年(一二七六)没、七十四歳。光親男。光親は承久の乱の首謀者として処断され、光俊も筑紫に流罪となった。貞応元年(一一二二)帰洛。定家に和歌を学ぶが、定家没後には蓮性ととともに反御子左派の中心人物となり、為家と対立する。文応元年(一一二六)以降はしばしば鎌倉に下り、後嵯峨院皇子にして鎌倉幕府將軍の宗尊親王に接近し、その和歌師範となり、その威勢を借り『統古今和歌集』撰集の折りには、追加撰者となっている。勅撰集には、『新勅撰和歌集』以下、百首入集。

⑫一品経哥とて―光俊観進の寛元三年(一一四五)結縁経百首。安井久善氏「中世散佚百首和歌二種について」(《日本大学商学集志》人文特集号I 昭和47年9月)参照。

⑬早姫霞の衣につけて詠たる―他本に拠り「早姫」の直前に「為氏朝臣」を補う。『新後撰和歌集』春歌上巻頭歌に「さほ姫の霞の衣冬かけて雪げの空に春は来にけり」(一・「ふるとしに春たちける日よみ侍りける」・為氏)がみえ、蓮性はこの歌を念頭に置くか。

⑭今は無下のふるきぬにこそみえ候へ―「佐保姫」に「霞の衣」と続ける手法が

使い古されたものであることを「衣」との縁から「ふるきぬ(古衣)」と喩えて難じたもの。「佐保姫の霞の衣」の先行例としては、「さほ姫の霞の衣おりてけりあそぶいとゆふたてぬきにして」(《別雷社歌合》霞・九番左・一七・永範)、「さほひめやかすみのころもおりつらんはるのみそらにあそぶいとゆふ」(《六百番歌合》春部・野遊・二十番右・一〇〇・経家)、「さほ姫の霞の衣ぬきをうすみ花のにしきをたちやかさねん」(《後鳥羽院御集》建保四年二月御百首・春・五一三)、「さほひめのかすみのころもしをるらしたなびくやまのはるさめのそら」(建保五年十月「四十番歌合」春雨・二番右・伊平)等、新古今前後の用例が散見する。

【通釈】

(下野が)右の歌(で)、「さほひめの霞の衣袖さえて……」と詠んで(ご)います(その)判詞でもすなわち「(こ)ういった言い回しの歌は」近頃多くなって、目につかない」とかいうこと(で)ご(い)ますので、今(わ)ざ(わ)ざ(注)し申し上げるべきでは(ご)ざ(い)ませんが、元仁の頃、九条前内大臣(藤原基家)が人々に三十首を詠ませ(な)さ(つ)た事(が)ご(い)ました、その(出)詠(歌)の(中)に、

前藤大納言(藤原兼宗)

春立ちて霞の衣寒からしまだ一重なる嶺の白雪

家長朝臣

佐保姫の四方の霞の薄衣まだうらなれぬ春風ぞ吹く

このように両人が詠んで(ご)います。(下野の詠はこの両首と)心も詞も変わらないように感じられます(で)しょうか。「霞の衣」(という表現)は『古今集』の頃から出た物(で)ご(い)ますので、今も取り用います(事)は、難がある(べき)では(ご)ざ(い)ませんが、(下野詠のように)「早春」「余寒」などの心が相混ざる(よ)うな歌(は)この両歌に異なる(はず)は(な)い(で)ご(い)ま(し)ょうか。寛元二年(で)ご(い)ま(し)た(で)しょうか、光俊入道が一品経歌(と)い(っ)て人々に百首歌を詠ませ(た)事(が)ご(い)ま(し)た(折)り(にも、為氏朝臣が「早姫」に「霞の衣」と続けて詠んだ(と)覚(え)て(お)り(ま)す。「霞の衣」という表現も)今(と)な(っ)て(は)ひ(ど)い(古)衣(使(い)古(さ)れた表現)に(み)え(ま)す。「霞の衣」は上着とすることが出来る(とも)思(わ)れ(ま)せん。

【本文】

かつは千五百番哥合に

顕昭

東路や雪に打出て見たせは波にた、よふうき嶋か原
定家卿判云、左哥、雪に打出てといへるなみによりて

おかしくは侍れと、すこし思出らる、事そ侍る、作
者は見をよはすも侍らん、建久二年左大将家

百首に

あしからの関路こえ行明ほのに一むらかすむうき嶋か原 (五三〇)

正治二年内大臣家哥合に

駒なへてうちいての濱を見わたせは朝日にさはくしかのうら波

雖然昨今之事、徐達遐邇之聽、打出見渡之詞、東

路眺望之心、大略相同此兩首歟、この判を見給にも

いよく目なれ候なん事は、作者はあやまりてつか

まつり候とも、證義の前には尤しらふへき事

と聞え候にや、

【校異】

イ やーの(支・群) 口 にーにし(支、にも(群)) ハ よりてーことよ

りて(支・群) ニ おかしくはーおかしく(支・群) ホ とーは(支)

へ 事そー詞(支)、事は(群) ト をよはすもー及はすことや(支)、及はさ

る事もや(群) チ 建久ー建仁(支、建仁(群)) リ 家ーナシ(支)

又 にーナシ(支・群) ル あしからの関路こえ行明ほのに一むらかすむうき

嶋か原 正治二年内大臣家哥合にーナシ(支) ヲ ーナシ(支・群)

ワ 徐達遐邇之聽ー徐達遐邇能(支)、徐達近述能(群) カ ーナシ(支・群)

ヨ 眺望之心ー望(支)、眺望心(群) タ 相ー左(支) レ 此ーナシ(支)

ソ 判ー判詞(支・群) ツ 事をはーことは(支・群) ネ つかまつりー

つかまつりて(支)、つかうまつりて(群) ナ は尤しらふーいつ(支)、は

つ(群)

【語釈】

①千五百番哥合―後鳥羽院主催による、出詠歌人三十名、判者十名、出詠歌数

三千首の和歌史上最大規模の歌合。最終的な成立は建仁三年(一一〇三)始め頃。

後鳥羽院、藤原良経、藤原俊成、藤原定家ら当代を代表する歌人が名を連ねており、

『新古今和歌集』の重要な撰集資料ともなった。

②顕昭―大治五年(一一三〇)頃生、承元三年(一二〇九)頃没。実父母は未詳。

六条藤家歌人の藤原顕輔の猶子となり和歌を学ぶ。『六百番歌合』、『千五百番歌合』

等に出詠。『今撰和歌集』、『桑門和歌集』を撰し、また『袖中抄』等の歌論書を著

す。「運性陳状」の先蹤と目される「六百番陳状」も彼の著作。

③東路や……―顕昭の『千五百番歌合』出詠歌。(東へ下る路すがら雪の中海岸へ

出て見渡せば波に漂うかのように浮き島の原がみえる)の意。

④定家卿判云……―以下「大略相同此兩首歟」まで『千五百番歌合』における

定家判の引用。以下に『千五百番歌合』を引く。

『千五百番歌合』九百番(判者定家)

九百番 左

あづまぢゆききうちいでて見たせばなみにただよふうき島がはら

右

この葉ちるみぎはをはらふ山かぜのあとにむすぶはこほりなりけり

左歌、ゆききうちいでてといへる、浪にもことよりてをかしくは侍るを、す

こしおもひいでらるる事こそ侍れ、作者は見およばずも侍らん、建久二年左

大将家百首、あしがらの関路こえ行くしのめにひとむらかすむうきしまが

はら、正治二年内大臣家歌合、こまなめてうちいでのはまを見わたせばあさ

ひにさわぐ志賀の浦なみ、雖似昨今事、徐達遐邇之聽、打出見渡之詞、東路

眺望之心、大略相同此兩首歟

右歌、氷句雖頗無念、風体似聊有心

※永青文庫本「運性陳状」との間に本文異同がある箇所傍線を付す。

⑤建久二年左大将家百首―藤原良経主催の『十題百首』。建久二年(一一九二)成

立。作者は、良経・慈円・寂蓮・定家。

⑥あしからの……―良経詠。(足柄の関の路を越えて行く明け方に一むら霞んで見える浮き嶋の原よ)の意。『新勅撰和歌集』(雑歌四・二九九・百首歌に)に入集。『秋篠月清集』(二二〇)や『後京極殿御自歌合』八十一番右(勝歌)にもみえる。

⑦正治二年内大臣家哥合―内大臣は源通親。『明月記』に拠れば、正治二年には十月十二日、十一月八日、十二月二十六日の三回源通親邸での「影供歌合」開催が確認できる。なお、これら三回の歌合については本文が現存しない。佐々木孝浩氏「後鳥羽院歌壇「影供歌合」考」(『国語と国文学』第81巻第5号 平成16年5月)参照。

⑧駒なへて……―後鳥羽院詠。(駒を並べて打出の浜に出て見渡すと朝日に大きな音を立てる志賀の浦浪よ)の意。『後鳥羽院御集』(一五一二)に「朝遠望」として見える他、『雲葉和歌集』「羈旅歌(九四五)」に「だいしらず」として入集。

⑨目なれ―見なれる。例えば、為家も『院御歌合』「初秋風」題五十五番右歌(実雄・一一〇)「昔よりさくや明石の浦の名も空にしらるる秋のよの月」について、「右、明石のうらの名此、程おほくめなれ待をもちて負侍へし」と判じている。

⑩証義―「証義」は本来仏教用語で経典翻訳の際、訳語の正・不正を判別する役。ここでは歌合での判者或いは判定を指す。

【通釈】
一方で『千五百番歌合』に

東路や雪に打出て見わたせば波にただよふ浮き嶋が原
顯昭

(この顕昭詠について)定家卿が判じていうには、「左歌は、「雪に打出て」という波によって面白くはありますが、少し思い出されることがあります。作者(顕昭)は見及んでいないでしょう。『建久二年左大将家百首』(十題百首)に(藤原良経)足柄の関路越え行く明ぼのに一むら霞む浮き嶋が原

『正治二年内大臣家歌合』(「影供歌合」)に(後鳥羽院)
駒並べて打出の浜を見渡せば朝日に騒ぐ志賀の浦波

(とあります。)しかしながら最近の事として、徐々にここかしこで耳にする、「打出見渡」という詞や、東路の眺望の心は、大体この二首と互いに同じであろうか、

この(定家の)判詞を見ますにつけ益々(下野詠のように用いられている表現が)見慣れています事を、作者は誤って(詠んだと)しましても、(判者は)歌の判定の前にはとりわけ調べるべき事と分かりますでしょうか。

三 山花廿三番右(五三ウ8〜五五オ7)

【本文】

※¹ 山花の右哥、みよしの、おく、まことに山は候らめと
たしかならずや候らん、嶺谷瀧棧路など申候²

はん題にても、みよしの、奥とよみては候ぬへき
やらん、前達おほくかやうの事秘事口傳にて申旨

とも候なかにも、定家卿ことさらわきまへ申ことにて
候き、天象地儀のたくひをは題にあらはし、詞字の
題をは心をめくらしして可詠など、末生までも

申をしふること、うけたまはり候き、今、判者此
旨をこそ存知しらめは、他人に教訓のおもふきと

賢息に口決のむねとのかはりめはまことにしりかたく
候へとも、或所の哥合に、深山花

尋きて一木かすえをみるからにおくゆかしきはみよしの、花
判云、左類擧万仞之嶺、唯望一樹之梢、名所之

風景已失本意、又卅一字之中、山字無之、題字之
中、尤可詠載者也

是は定家卿の判に如此候、争今かの家をつたへて
その跡をまもられす候へきや、

【校異】

イ ナシ―みよしの、奥まで花に誘はれぬ帰らん道のしをりたにせて(群)

ロ 一山花の右哥―一山花(支)、山花の右歌(群) ハは候らめとたしかな
らずや候らん、嶺谷瀧棧―ナシ(支) ニ たしか―ためし(群) ホ 候は

ん―候らんと(群) へ みよしの、―吉野、(支・群) ト かやうの―かやう(支) チ 末生―末座(支) リ 申をしふること、―申おしふる事(支・群) 又 うけたまはり候き―承置候き(支・群) ル 存知しらめは―存知

候らめは(支)、存知候らめ(群) ヲ 他人に―他人(支)、他人へ(群) ヲ 賢息に―賢息之(支) カ むねとの―むねと(支)、旨とは(群)

ワ まことに―ことに(支・群) タ 或所の―或所(支) レ おくゆかし

きは―かくゆかしきは(支) ソ 判云―判者(支・群) ツ 類―故(支)、

改(群) ネ 擧―擧(支・群) ナ 万仞之嶺―百仞之嶺(支・群)

ラ 唯―ナシ(支)、只(群) ム 題字之―題字(支・群) ウ 尤可詠載者

也―山花可詠載候也(支)、山尤可詠載候也(群) 中 定家卿の―定家卿(支・群) ノ かの家を―彼字を(支) オ まもられす―まもらす(支・群)

【参考】『院御歌合』『山花』・二十三番

廿三番

左 沙弥蓮性

尋きて今そしめゆふ玉たすき雲ある嶺の初桜花

右 勝 下野

みよしの、おくまて花にさそはれぬかへらん道のしほりたにせて

左いまそしめゆふたまたすきなといへる、ふるきこ

とはをかけていひしりて侍れと、右山そあら

はしかたく侍れとも、しほりといへるにきこえて侍

れは、今たつねきたるよりは、かへらんみちのしほり

たにせてといへるは花にさそはる、心猶ふかくや

そめまして侍へき、仍以右為勝

【語釈】

①嶺谷瀧棧路など申候はん題―「嶺」「谷」「瀧」「棧路」などと申します題。「嶺

谷瀧棧路」は「続きでなく、「嶺」「谷」「瀧」「棧路」と分かつべきか。『古今和歌六帖』第二「山」部には「岑」「たに」題が見え、また『同』第三には「たき」題を確認できる。同書に「棧路」題はないが、『壬二集』「九条前内大臣家百首」の「春

廿首」のなかに「棧路春雨」題がある(ゆく月もきりたちすててくもるよの峰の梯春雨ぞふる―一五五〇)。

②定家卿ことさらわきまへ申こと―定家卿が特に深く理解申していること。直接には、以下に続く「天象地儀のたくひをは題にあらはし、詞字の題をは心をめく

らして可詠」の部分それぞれに該当する。定家の歌論にこれと直接関わる記述は見

えないが、為家の『詠歌一体』「一題をよくく、心得べき事」には「天象・地儀・植物・動物、すべて其躰あらむ物をば、其名を詠むべし」「詞の字の題をば心を廻

らして詠むべしと申めり」などあり、当該箇所と重なる表現が見える。なお「詞

の字の題」について、『歌論集二』(中世の文学) 頭注は「てにをは」に対して体

言・用言などの、概念のある語か」とする。

③賢息に口決のむね―賢い我が子に口伝する秘事の要点。「口決」は、口承による秘伝をいう。

④或所の哥合……以下に続く歌・判詞を有する歌合は、『新編国歌大観』を検索する限りでは不詳。

⑤尋きて……―当該歌、伝未詳。『新編国歌大観』を検索する限りでは、『蓮性陳状』のこの箇所のみ。

⑥判云……以下「尤可詠載者也」まで、定家の判詞とされるが、いずれの歌合

の折のものか、不詳。「類」は群書類従本により「改」と改めるべきか。「類拳万

仞之嶺、唯望一樹之梢、名所之風景已失本意」は、険しい嶺を登る(意味)を改

めて、ただ、わずか一本の木の梢(の花)を眺めている、(これでは)名所の風景

(を題とする趣旨)がすでにその本旨を失っている、の意。また「又卅一字之中、

山字無之、題字之中、尤可詠載者也」の部分と関わるものとして、『詠歌一体』「一

題をよくく、心得べき事」に「三十一字の中に題の字を落す事は、深く是を難じ

たり」(中世の文学『歌論集一』による)とある。

【通釈】

一、「山花」の右歌、「みよしのの奥」は、作者が意図したように山は(歌の中に)あるのでしょうか、確かに表現されていないのでしょうか。「嶺」「谷」「瀧」「棧路」などと申す題でも、「みよしのの奥」と詠んではおきますでしょうか。先

達の多くがこのようなことを秘事口伝として申しあげることがあります中
も、定家卿がことに心得申していることとでございませう。「天象地儀の類を題に表現
し、詞の字の題について思いを巡らして詠みなさい」など、末世の者までにも教
え申したことを承っております。今、判者（為家）はこの教えを「存じてしよ
うから、他人に教訓する趣旨と賢い我が子に口伝する趣旨との差異は（親子ならでは）
本當に知りたいたいこととでございませう、ある所での歌合で、「深山花」（の題の歌）
尋ねきて一木が末を見るからに奥ゆかしきはみ吉野の花

これを判じて「左の歌は、険しい嶺を登る（意味）を改めて、ただわずか一本の
木の梢（の花）を眺めている。（これでは）名所の風景（という趣旨）がすでにそ
の本旨を失っている。また三十一文字の中に、山の字が詠み込まれていない。（こ
れは）題の字の中で、最も詠み込んでおくべきものである」。

以上は、定家卿の判詞にこのようにございませう。（判者為家は）今かの（御子左
の）家を継いで、どうしてその遺訓を守られないでよいのでしょうか。

【本文】

同哥合に

海邊月

奥津風ふけ行空はをのつから雲もまかはぬうらの月影 （五四オ）

判云、奥津風、浦の月影、さためて題は待らめと、愚

意猶聊湖海のかはりありてや海邊にはもちい

らるへくや侍らん、山字なき難の證據を注申候ぬる

うへは、奥津風うらの月までは可載にても候はねと、しほりと

いへるに山はきこえて侍れはとかや判詞に候なれば、

しほりにて山のとしかなるへきことほり、いさ、かおほ

つかなく候、古哥には

武士のいつさいるさとしほりすはとや〜とりのむや〜のせき

しほりするならの葉柴にちる露のはら〜とこそねはなかれけれ

俊成卿哥には

かくもよみて候れば、一すちに山の證據にとる
へしともおほえ候はず、したかひて古今六帖と申候
集には題をつくして候にも、しほりをは木部には
入たるとおほえ候、山部にはみえぬ事にて候、奥浦など
こそうみにても候へと、猶湖をわくへし、なとかく判をした
る事にて候へは、かやうにわたり候はんことをは一方につ
きてきたむましきにやと思給候、

【校異】

イ 同哥合に―同哥（支）、おなし歌合（群）

ハ 浦の月影―浪の月（支）、浦の月（群）

ホ かはり―かはりめ（支・群）

ト 難の―難（支・群）

リ 可載にても―のすへきにも（支・群）

ル いへるに―いふに（支・群）

ヲ 山は―山の（支・群）

ウ いるさとしほりすは―いるさにし折する（支・群）

ヨ 俊成卿哥には―俊成卿哥に（群）

エ 證據―ナシ（支）、こ、ろ（群）

オ 山の類には（群）

カ 奥浦―おき（支）

キ へ共（支・群）

ク わくへし―わくへしと（支・群）

ケ たり―判したる（支・群）

コ たり候はんことをは―わたり候らん事は（支・群）

カ オ 思給候―思ひ給（支）

【語釈】

① 奥津風……―当該歌、伝未詳。「尋きて一木かすゑを」の歌と同様に、『新編国歌大観』を検索する限りでは、『蓮性陳状』のこの箇所のみ。

② 判云―以下「もちいらるへくや侍らん」まで判詞の引用と思われるが、「尋きて一木かすゑを」の判詞の場合と同様に不詳。「奥津風」「浦の月影」について、①「奥津風」歌では海の景であると特定できる部分がないので、湖と海の区別を明確

にして用いるべき、との評である。「奥津風」の先行例には「おきつかぜふきにけらしなすみよしの松のしづえをあらふしらなみ」〔後拾遺和歌集〕雑四・一〇六三・「延久五年三月に住吉にまゐらせたまひてかへさによませたまひける」・経信「おきつかぜ夜半にふくらし難波がたあか月かけて浪ぞよすなる」〔新古今和歌集〕雑歌中・一五九七・「題しらす」・定頼）などがあり、「すみよし」「難波がた」などの語で海の景であることがわかる。また「浦の月影」については「を」とめごが玉藻のそこみつ塩の光をよする浦の月影」〔壬二集〕光明峰寺入道撰政治家百首・六三四・「浦月」〕「きのふとやけふとやいはん暮るるかとみればあかしの浦の月影」〔為家集〕上・秋・六四七・「海辺明月 貞応二」などの例があり、それぞれ「みつ塩」「あかし」の語句によって海の景とわかる。

③ 武士の……―『綺語抄』『和歌童蒙抄』『夫木和歌抄』などにみえる。『蓮性陳状』ではこの歌を、「枝折」が山の景物でなく詠まれた例として引用している。なお第三句から第五句に本文の異同がある。以下に示す。

もののふのいづさいるさにしをりせるとやとやとりのむやむやのせき〔綺語抄〕中・三四四

もののふのいづさいるさにしをりせるとやとやとりのふやふやのせき〔和歌童蒙抄〕第三・地儀部・関・二一八

もののふのいづさ入るさにしをりせるとやとやとりのむやむやのせき〔夫木和歌抄〕卷二十一・むやむやのせき九五四八・同（題しらす）・歌林良材・読人不知）当該歌について、『八雲御抄』卷第四・言語部・料簡言に次のように説明する。「もの、ふとはたけき人なり 只遠国者をも云なり 陸奥與出羽のなかにゆきかふやまあり 木しけくはしけくゆき、にたやすからず 仍しほりうちしてたとりゆくされはとやくとほとと云なり むやくは彼山口にある関名なり 在出羽方」（片桐洋一氏編『八雲御抄の研究 枝葉部 言語部』から国会図書館本により引用）。

④ しほりする……―「しをりするならば柴にちる露のはらはらとこそねはなかれけれ」〔長秋詠藻〕上・一四七・「露」・俊成）。この歌の場合も、「枝折」が山の景物として詠まれていると確定することは難しい。

⑤ 古今六帖と申候集には―「しをり」題を『古今和歌六帖』で確認すると、その

第六「木」部に、以下の二首の歌題として見える。

あづま路のさやのなかやましげくとも君きまさねばおもかけもせじ（四〇三〇）
行きかよふ山のはそみちいかなればしをりもみえであとのたゆらん（四〇三一）

【通釈】

同じ歌合に「海邊月」（の題の歌）

奥津風ふけ行く空はをのづから雲もまがはぬ浦の月影
これを判じて、「おきつ風」「浦の月影」（など）、きつと題（の心）ではあるのでしょうが、愚考しますにやはり幾分か湖と海の差異があつて（その上で）海辺（の意）に用いられるべきでございませうか。山の字がない問題点の証拠を記し申しましたからには、もはや「おきつ風」「浦の月影」まではしるすまでもございませぬが、「枝折」と詠じたことで山の意が聞えますので」とか判詞にございませうので、「枝折」で山（の意）が確實であるという理屈は、少々心もとないことです。古歌には

武士のいづさいるさと枝折すはとやとやとりのむやむやの関
また俊成卿の歌には

枝折するならの葉柴に散る露のはらはらとこそねはなかれけれ
このようにも詠んでありますから、「枝折」とあるのを）ただひたすら山（の意）の証拠として採用するべきであるとも思われません。従つて『古今和歌六帖』と申します集に歌題を列挙してありますのにも、「枝折」を木部に入れていると覚えておられます。山部には見えていないこととございませぬ。「おき」「浦」などこそ海のことではありましようが、それでもやはり湖と区別すべきです。「おき」のように判じていることとございませぬから、「枝折」の場合も）是と同様であるようなことを一方だけ取り立てて決定すべきではないだろうと思ひ申し上げております。

【本文】

海邊月番は

たま／＼愚詠の勝にて候なれば、右哥のとかく申
へきにても候はねと、いま注申上候判のことくにて候は、

浦こく舟はかりにてはまことに志賀の浦のおもかけ
もかよひぬへく候へと、すみまさる心き、なれて
とはかりにてさ、へたる難をはひきこめられ候にこそ

【校異】

イ 海邊月―海邊月の(群) □ とかく申へきにても―こと、かく申へきにて
(支・群) ハ かよひぬへく候へと―かよひぬへく候へは(支)、かよひぬへき
と(群) 二 とはかりにて―さはかりにて(群)

【参考】『院御歌合』『海邊月』・六十二番

六十二番

左 勝

沙弥蓮性

うな原やなこの塩干の真砂ちにきよき月夜のさもそさやけき

右

下野

ふけゆけは浦こく舟の音までもさもすみまさる夜はの月哉

漕船のをとまてすみまさる心き、なれて侍にや、なこ

の塩干のまさこち、まことにきよきに侍れば、

以左為勝

【語釈】

① 海邊月番―「海邊月」題六十二番を指す。蓮性は「うな原やなこの塩干の真砂
ちにきよき月夜のさもそさやけき」と詠んで勝となっている。

② 浦こく舟はかりにてはまことに志賀の浦のおもかけもかよひぬへく候へと―「浦
こく舟」というばかりでは、本来に志賀の浦の面影までも響いておりますのに、
の意。「海邊月」題六十二番右の下野の詠について、一首の内容が海辺の景と限定
できないことを批判している。「志賀の浦」は琵琶湖西南岸の地で、近江国の歌枕。
「浦こく舟」の例としては「すまのあまのうらこくふねのあともなくみぬ人こふる
われやなになり」(『後拾遺和歌集』恋一・六五二・高明)、また「しほがまのうら
こぎいづるふねのおとはききしがごとくきくはかなしや」(『伊勢集』二二〇・「ほ
りかはの院に、とさくらとてさぶらひける人の、みちのくのすけつねくにといふ
ひとのめになりてくだるに、かくなん」)の返歌「しほがまのうらこくふねのおと

よりも君をうらみのこゑぞまされる」(『同』二二二)など、「須磨」や「塩竈」の
ように海の景として詠まれた例がある。他方「志賀」と「浦こく舟」とを詠み込
んだ「あはれいかにしがあさぎりほのほのとうらこくふねのあとながむらむ」
(『秋篠月清集』式部史生秋篠月清集上・秋部・一二四二)「座主無動寺に侍りける
につかはしける」の例もあり、「浦こく舟」だけでは海辺と限定できない。

③ すみまさる心き、なれてとはかりにて―ただ「こく舟の音まで」澄み勝る(と
いう一首の)心は、聞き慣れて」とだけで、の意。「海邊月」題六十二番右、下野
の歌「ふけゆけは浦こく舟の音までもさもすみまさる夜はの月哉」に対する判「漕
船のをとまてすみまさる心、き、なれて侍にや」を指す。月を「すみまさる」と
する例は「つきかげのいたらぬくまはなれどもとらもちかきやうにおほゆるに、
つきいとあかきよめる」(「はれやらぬ心の月に雲まよりこのあかつきぞすみま
さりける」(『続後撰和歌集』釈教・六一八・「ほとけの御前にさぶらひて、暁いづ
とて月を見てよみ侍りける」・撰政前太政大臣)などがある。また音を「すみまさ
る」とする例には「秋の夜の月にうらみをかさねてやきぬたのおとすみまさる
らん」(『実材母集』五七一)、「秋風はふきにけらしな里とほききぬたのおとす
みまさりゆく」(『玉葉和歌集』秋歌下・七五五)「秋歌の中に」・二品法親王覚助
などがあり、特に目新しさのない表現として難せられたのであろう。

④ さ、へたる難―「ささふ」は、悪く言う、の意。後代の例ではあるが、『日葡辞書』
[Sasayuruetu (ササエ、ユル、エタ)]の項に「Fritou sasayuru. (人を障ゆる)
主君の前である人を中傷する、または、ある者を妨害・阻止できるような人間の
前で、その者の悪口を言う」とある(『邦訳日葡辞書』)。こゝは、判詞の批評が③
「き、なれて」というだけで右歌を批判したことを指している。つまり、判者とし
ては本来ならば②の点を難ずるべきであるのに、それをせず別点について悪
く言っていると為家の判に異議を唱えている。

【通釈】

「海邊月」の番はたまたま愚詠の勝でございませので、右歌のあれこれを申すべき
でもありませんが、もし今記し申し上げました(定家卿の)判の如くであります

ならば、「浦こぐ舟」というばかりでは本当に志賀の浦の面影までも響いておりますのに、ただ「こぐ舟の音まで」澄み勝る（という一首の）心は聞き慣れてとだけで悪く言っている非難は引つ込められることでしよう。

四 五月郭公三十六番左（五五才8〜五六才13）

【本文】

一時鳥愚詠の難に、下句きかぬほとは、いかにあるへき

にかときこゆる所ありと候とかや、是又、尤いはれ

て候、た、し、哥上句序分にて、下句に意趣をのへ候

事、さたまれるならひにて候、今もむかしもさる哥

おほくこそ候めれ、かつは、此哥合にも、俊成卿女、逢不

逢恋哥に、分し夜の契も消てかなしきほととへ

こたへぬ道芝の露とよまれて候なる、是も、分し

夜とうちき、候程は、なにをためともき、わかれ候、

ことよりはきこゆることにてこそ候に、ひとへに毛を

吹てもとめられ候事も、おもてにては、よく難候はぬ

にやと心おこりせらる、方も候こそ、比興に覚候へ、

【校異】

イ 一ナシ（群） 口 時鳥一郭公（群） ハ 愚詠の一愚詠（支）

ニ ありと一など（群） ホ 候とかや一候かや（支） ヘ 哥一ナシ（支・群）

ト 上句一上句を（支・群） チ 下句に一下句（支・群） リ 事一月（支）

又 さる一ナシ（支・群） ル 哥合にも一哥合に（支）、御歌合に（群）

ヲ 哥に一ナシ（支・群） ワ なにをためとも一何をかけたる共（支）、何を

わけたるとも（群） カ き、わかれ候一聞わかれ候はねと、道芝の露とよみて

候こそ（支）、聞わかれ候はねと、道芝の露とよみて候にこそ（群）

ヨ こそ候に、ひとへに毛を吹てもとめられ候事も一候へ、かやうの事は哥のな

らひ（支）、候へ、かやうの事は哥の習ひにてこそ候に、ひとへに毛を吹て疵をも

とめられ候事も（群） タ おもてにては、よく一おもてにはよく（支）、おも

てになく（群） レ 難一難の（支・群） ソ 心おこり一心をと（群）

ツ 方も候一ナシ（支）、方も候に（群）

【参考】『院御歌合』「五月郭公」・三十六番

卅六番

左 沙弥蓮性

郭公いかてあやめに引そへてななくねをも玉にぬかまし

右 下野

五月雨のふりにし友とかたらへはなれもこと、ふ時鳥哉

左哥、さまよろしく侍るを、下句をよみあけ

侍らぬほとは、いかに侍へきにかときこゆる所や

侍らん、右、ふりにし友とかたらへはなれもこと

とふなといへる、心かよへる所さるかたも侍なん

とて候、さのみはいか、と思ひながら、又勝の

字をつけ侍ぬ、

【語釈】

①下句きかぬほとは、いかにあるへきにかときこゆる所あり一たとえば、『六百番

歌合』の寂蓮歌「こをおもふすだちのををあさゆけばあがりもゆかずひばりな

くなり」（春部・十八番・雲雀・九六）について、方人は「こをおもふすだちとい

ふほどは、何のことやらんときこゆ」と難じ、俊成も「初五字のはなれて、上句

にてはなにごとともきこえざるにや」と追認している。ただし、俊成は、「ひばり

の意趣にはかなひ、すがたも歌めきては侍る」と一首全体を評価しており、大き

な難点とは考えていない。

②序分一経文の構成の一つで、経の説かれる由来や因縁を述べる部分を指す。こ

こでは、修辞上の序にあたるものである。

③分し夜の契も消て……一『院御歌合』「逢不遇恋」九十三番右。この俊成卿女歌

について、為家は「分し夜のといへるより、題心いますこしあらはにや、いか、」

と判ずるのみであった。蓮性は、自歌と俊成卿女歌とに対する為家の判定の違い

を指摘している。

④なにをためともきゝわかれ候、ことよりはきこゆることにてこそ候に―このま
までは解しがたく、他本に従う【校異】カ参照。

⑤毛を吹てもとめられ候事も―「毛を吹きて疵を求む」は、中国のことわざ（韓
非子）大本篇）。毛を吹き分けて小さなきずを探し出す意で、あら捜しをするこ
との喩え。

⑥心おこり―心にたかぶり思うこと。得意になること。思い上がり。

【通釈】

一、時鳥を詠じた愚詠への非難に、「下句を聞かないうちは、（上句が）どんな風
であるのだろうかと思われるところがある」とかいうことです。これもまた、確
かにおっしゃるとおりです。ただし、歌の上句を序として、下句で心を述べます
ことは、決まった慣例です。今も昔もそのような歌は多くありますよ。一方では、
この歌合でも、俊成卿女の、逢不逢恋の歌に、「分し夜の契も消てかなしきはとへ
とこたへぬ道芝の露」と詠まれていたということ。この歌も、「分けし夜」と
聞きますうちは、何のためとも理解することができませんが、「道芝の露」と詠ん
でいますことで、道理は分かることとございます。（為家が）ひたすら毛を吹き分
けて（小さな疵を）求められますことも、正々堂々とは、よく非難できないのかと（私
にとつては）心驕りされるところもあります、それは面白いことのように思わ
れるのです。

【本文】

右哥、五月雨のふりにしともとかたらへはとよみて候

なる、まことに候は、洞院撰政家五首題百

首に、

家長朝臣

②五月雨のふることゝもをかたり出でるとかなる夜の友そうれしき

心詞いともかはらすや候らん、いまの作者、そのむつひ

あさからぬなかにて、ふかきを忍て、此哥を和したる

贈答とも申へく候らん、

【校異】

イ ともと一友に（支） 口 百首に―百首（支・群） ハ 家長朝臣―ナシ（支）

二 夜の―世の（支） ホ ふかきを―なをふるき（支）、猶ふるきを（群）

へ 此―ナシ（支・群） ト 贈答とも―贈答ともや（支）

【語釈】

①家長朝臣―後鳥羽院女房下野を妻とした。

②五月雨のふることゝもを……―『洞院撰政家百首』夏・五月雨・四七四・家長・
同百首は、洞院撰政藤原教実の主催した百首歌。寛喜二年（一一三〇）六月上旬
に企画され、貞永元（一一三二）年に成立した。

③いまの作者、そのむつひあさからぬなかにて―下野と家長とが夫婦関係にあつ
たことを指す。

【通釈】

右歌は、「五月雨のふりにしともとかたらへは」と詠んでいるということですが、
それが本当のこととございますならば、『洞院撰政家五首題百首』に、家長朝臣が、
五月雨のふることどもを語り出でるとかなる夜の友を嬉しき

（と詠んでいるのと）心や詞がたいして変わっていないのではないのでしょうか。新
しい歌の作者（後鳥羽院下野）は、（家長と）その睦み合いの仲が浅くはなく、（二
人の仲が）深いのを偲んで、この歌と唱和した贈答とも申し上げるのがよいでしょ
う。

【本文】

千五百番哥合に、（五五ウ）

秋はくれ時雨は過ぬ神無月木葉そ冬のはしめとはふる

定家卿判云、右哥、神無月に時雨ふらぬやうには聞え

侍れと、木葉そ冬のはしめは、さもや侍なん、又、

或所哥合に、紅葉満山、

たえくくに時雨し山の雲なれと染ものこさぬ峯のみちは

家隆卿判云、左哥よろしきさまに聞え侍に、ことに

侍らめ、今は時雨もせぬやうにや侍らん、しくる、と侍る

へきなりと候也、此哥、五月雨のふりにしとよみて候、

此兩判のおもふきにて候は、六月の時雨ともや聞えぬへく

候らん、たし、五月雨、卅日をかきらぬ事に候へは、はれ

まにこそはなきたる郭公にても候はめなと了見せら

る、方も候へ、さては又五月雨と見ゆる事は、此ほかに

あらはれず候へは、かたく、題の心たしかならずこそ見給候へ、(五六オ)

【校異】

イ 秋はくれ―秋山に(支・群) 口 判云―判者(支) ハ やうには―や

うに(支・群) ニ 冬の―冬(支) ホ さもや―さも(支・群)

へ 侍なん―侍とも(支)、侍るとか(群) ト 或所哥合に―或哥合に(支・群)

チ 峯の―よもの(支・群) リ 侍に―侍れと、時雨し山のとひへる紅葉のさ

かりにこそは時雨も(支・群) 又 侍らん―聞え侍らん(支・群)

ル なり―にや(支・群) ヲ 也―めり(支・群) ワ 此哥―此歌は(群)

カ ふりにし―ふりにし年(支)、ふりにし友(群) ヨ おもふきにて―詠に

て(支)、詞にて(群) タ 時雨―時鳥(支・群) レ 聞えぬへく候らん―

聞えかぬらん(支)、聞え候ぬらん(群) ソ はれまに―しまに(支)

ツ なきたる―きたる(支・群) ネ 郭公―時雨(支) ナ 候はめなと了

見―候らめ、ちとかはほは泪(支)、候らめなと了簡(群) ラ 候へ―候へと(支・

群) ム さては又―ナシ(支) ウ 五月雨―五月(支・群)

中 事は―詞(群) ノ ほかに―外には(支・群) オ 見―思ひ(支・群)

【参考】『千五百番歌合』冬・八百二十八番

八百二十八番 左 前権僧正

にしきおるしづはたやまのはつしぐれげにたてぬきとなりけるかな

右 雅経

秋やまにしぐれはすぎぬ神無月このはぞ冬のはじめとはふる

右、神無月にしぐれふらぬやうにはきこえ侍れど、木の葉ぞ冬などいはん

ためはさも侍りなん、左のしづはた山も、えんなるかたは侍らねど、ことば

たくみにきこえて歌にまくべきところ侍らじ

【語釈】

① 秋はくれ時雨は過ぬ……―『千五百番歌合』冬・八百二十八番右・一六五五・雅経。

ただし、初句は「秋やまに」。定家判に「右、神無月にしぐれふらぬやうにはきこ

え侍れど、木の葉ぞ冬などいはんためはさも侍りなん」とある。【参考】参照。

② たえく―に時雨し山の……―出典未詳。

③ 左哥よろしきさまに聞え侍に、ことに侍らめ―このままでは解しがたく、他本

に従う【校異】リ参照。

④ 六月の時雨ともや聞えぬへく候らん―「六月の時雨」では解しがたく、他本に

従う【校異】タ参照。

⑤ 五月雨と見ゆる事は、此ほかにあらはれず候へは―「五月雨」では解しがたく、

他本に従う【校異】ウ参照。五月であると分かるのは、「五月雨」以外には現れ

ませんので、の意。「五月雨」以外に、「五月」であることを示すものが見あたらず、

当該歌では、「五月郭公」の題意を満たしているかどうかはつきりしない点を難じ

ているのである。

【通釈】

『千五百番歌合』に、

秋は暮れ時雨は過ぎぬ神無月木葉ぞ冬のはじめとはふる

定家判の判に、「右の歌は、神無月に時雨は降らぬようには聞こえますが、『木葉

ぞ冬』などと言うためには、いかにもそのとおりでございましょうか」とある。

また、或る所の歌合に、紅葉満山(という題で、)

たえだえに時雨し山の雲なれど染も残さぬ峯の紅葉

家隆判の判に、「左歌は悪くない姿に聞こえますが、『時雨れし山の』といひます

のは、紅葉の盛りにこそは時雨も格別のものでもございましょうが、今は時雨も降

らぬように聞こえましよう。『時雨る、』とするのがよいでしょう」とあるよう

でございます。この(下野の)歌は、『五月雨のふりにし』と詠んでいますが、この(定

家と家隆の)兩判の主旨でございしたら、(下野の歌では)六月の時鳥とも聞こ

えてしまうでしょうか。ただし、五月雨は、(五月の)三十日と限ったことではな

いのですから、晴れ間に鳴いた時鳥でもよろしいでしょうなどと解釈なさる方も

ございますが、さらにはまた「五月」と見られることは、このほかには現れませ
るので、いずれにせよ、題の心がはつきりとしていないように思い申し上げます。

五 忍久恋八十八番右、旅宿嵐百十四番左（五六ウー五九オ）

【本文】

一忍久恋、右哥に、

恋をのみしつか庵のかやむしろしきしのふまに年そへにける

判詞に、俊頼哥おもひ出され侍れと、事のつゝきよ

ろしとはなる、この哥の本意は、たゞしきしのふを詮

とみえ候につきては、めつらしきふしなくや候らん、

後鳥羽院建仁元年八月十五夜御哥合に、田家

見月云事 土御門内大臣

稲むしろかり田の庵に月すめはしき忍ふへき袖の露かは

後京極撰政治家百番哥合に、寄席恋、

兼宗卿

うき身ゆへわかる、床のさむしろに見ゆらん物をしき忍ふとは

資季卿

さても猶しき忍ひてそいな筵川そひやなき波はこすらん (五六ウ)

家隆卿

朽ねた、人やとかめんかや筵をになるまでは敷忍ふとも

成実卿

あや筵なみたの露のたてぬきにたれをりそめてしき忍ふらん

此哥合には、蓮性もしき忍ふつかまつりて候き、此外も

おほくみ候にこそ、

【校異】

イ 一忍久恋、右哥に一忍久恋左哥下野（支）、忍久恋右歌八十八番（群）

判の詞（支） ハ 侍れと一侍と（支）、侍とも（群） 二 事のつゝき一詞つゝ

き（支・群） ホ とはなる一となり（支）、と候なる（群） へ た、一ナ

シ（支・群） ト めつらしきめつらしく（支） チ 田家見月云事一田家

見月（支・群） リ 土御門内大臣一ナシ（支） ヌ かり田の庵に一かり田

の面に（支・群） ル 百番哥合に一六首哥合に（支）、六百番歌合に（群）

ワ 兼宗卿一ナシ（支） ヲ うき身ゆへ一うき身コソカ（支）

カ 見ゆらん物をしき忍ふとは一しきしのひてもかひやなからん／東山入道撰政

家嘉禎恋十首哥合に同題／兼家卿／あつまの、露のかりねのかや筵みゆらん消て

しきしのふとは（支）、敷忍ひてもかひやなからん／東山入道撰政治家嘉禎二年恋十

首哥合に同題定家卿／あつま野の露のかりねのかやむしろ見ゆらん消て敷忍ふと

は（群） ヨ 資季卿一親家卿（支）、親家卿（群） タ しき忍ひてそしき

しのふてふ（支・群） レ 川そひやなきかへらんやなき（支）

ソ 波はこすらん一なみはこすとも（支・群） ツ 人やとかめん一人やあやめ

ん（群） ネ かや筵一あやむしろ（群） ナ 敷忍ふともしき忍ふらん（支）、

敷忍へとも（群） ラ あや筵一かや筵（支） ム 此哥合には一此哥には（支）

ウ しき忍ふ敷忍ふと（群） 中 此外も一此外にも（群） ノ おほく一

た、（支） オ み候にこそ一見え候とこそ（支・群）

【参考】

『院御歌合』「忍久恋」・八十八番

八十八番

左 蓮性ササ

すかのねのしのひにむすふ下おひのとけすや恋む年はへぬとも

右 下野

恋をのみしつか庵のかやむしろしきしのふまに年そへにける

左の下ひも忍ひにむすふ程、おもひいれて侍にや、

右、俊頼朝臣哥、思出され侍れとも、ことはのつゝ、

き、是もよろしく侍れは、右勝にや

【語釈】

①判詞に、俊頼哥おもひ出され侍れと一「あさではすあづま乙女のかや筵敷きし

のびても過す比かな」『堀河百首』恋十首・不被知人恋・一一四四・俊頼、『千載

和歌集』恋歌三七八九・「堀河院御時、百首歌たてまつりける時、恋の心をよめる」・俊頼）を指す。

②後鳥羽院建仁元年八月十五夜御歌合に、田家見月云事―「いなむしろかり田のいほに月すめばしきしのぶべき袖の露かは」（建仁元年八月十五日撰歌合）四十五番右・田家見月・九〇・源通親）を指す。以下、「しきしのぶ」という表現が詠み込まれた例歌を列挙する。

③後京極撰政家百番歌合に、寄席恋―【校異】カに示したように、「うきみゆゑよがるるとこのさむしろはしきしのびてもかひやなからん」（六百番歌合）恋歌下・寄席恋・廿七番左・一一三三・兼宗）の下旬と、「あづまの露のかりねのかやむしろみゆらんきえてしきしのぶとは」（光明峰寺撰政家歌合）寄席恋・七十九番右・一五七・定家）の upper 句とが底本（永青文庫本）では脱落している。また、定家歌以下、成実歌までの四首は「東山入道撰政家嘉禎二年恋十首歌合」（光明峰寺撰政家歌合）での「寄席恋」題の例歌である。

④さても猶……―「さてもなほ敷きしのぶてふいなむしろ河ぞひやなぎ浪はこすども」（光明峰寺撰政家歌合）寄席恋・八十六番左・一七〇・親季）を指す。

⑤朽ねた……―「くちねただ人やあやむあやむしろをになるまでもしきしのぶども」（光明峰寺撰政家歌合）寄席恋・八十一番左・一六〇・家隆）を指す。

⑥あや筵……―「あや筵なみだの露のたてぬきにたれおりそめてしきしのぶらん」（光明峰寺撰政家歌合）寄席恋・八十二番左・一六二・成実）を指す。

⑦此哥合には、蓮性もしき忍ふつかまつりて候き―「なみだもるとこの狭むしろうきながらうへはつれなくしきしのびつつ」（光明峰寺撰政家歌合）寄席恋・八十八番右・一七五・知家）を指す。

【通釈】

忍久恋（八十八番）の右歌に、

恋をのみしづが庵のかや筵敷きしのぶまに年ぞ経にける

（この番の）判詞に、「俊頼の歌が思い出されますが、詞の続き具合はよろしいとございます。この歌の趣旨としては、ただ「しきしのぶ」という表現を眼目としてみるとみえますので、（その点においては）珍しい趣向はないでしょう。

『後鳥羽院建仁元年八月十五夜撰歌合』に、田家見月という（題での）こと、土御門内大臣

稲筵かり田の庵に月すめばしき忍ぶべき袖の露かは
『後京極撰政家百番歌合』に、寄席恋（という題での歌）、兼宗卿

うき身ゆへわかるる床のさ筵に敷忍びてもかひやなからん

『東山入道撰政家嘉禎二年恋十首歌合』に、同題、定家卿

あづま野の露の仮寝のかや筵見ゆらん物を敷き忍ぶとは

資季卿

さても猶敷き忍びてぞいな筵川そひやなぎ波は越すらん

家隆卿

朽ねただ人やとがめんかや筵をになるまでは敷き忍ぶとも

成実卿

あや筵涙の露のたてぬきに誰折りそめて敷き忍ぶらん

この歌合には、私蓮性も「しきしのぶ」という表現を詠み込んだ歌を出詠いたしました。この他にも（例歌は）多くみられます。

【本文】

又、或所哥合に、

暮て猶^レふけ行空をまつ嶋や月はしまの有明の比
此哥を、定家卿判こと葉に、空をまつ嶋月はをし

まの心、仙洞にてかゝる哥見侍り、作者大藏卿

にや侍りけん、かやうにすこし是をふしと見ゆる事

は見をよひ侍らすとも、のちにいてこんは難にて

侍へしとこそ判して侍めれば、いま註申上候ぬる

しき忍ぶの哥共は、此判のおもふきには不相違候

にや、かやうに目なれたるふしのみ賞翫候は、た、

（五七オ）

桜はな木の下風とのみ詠し候て、哥やすくや候へき、凡かやうの證據は、昔今の哥合におほくみゆる

事にて候へとも、他人の判を註申候ても、今の判者指南とすへからす候へは、た、定家卿判はかりをかきのせて候、

【校異】

イ つけ行空を―ふり行空を(支) 口 有明の比―あけほの、ころ(支)、あけほの、空(群) ハ 判こと葉に―判詞に(支)、判に(群) 二 空をまつ嶋―空を松嶋や(群) ホ 見侍り―見侍りき(支・群) ヘ 侍りけん―候らん(支・群) ト 見ゆる事は―みゆるをは(支・群) チ 見をよひ侍らす―見及はれ侍らす(支・群) リ いてこんは―出候はんは(支・群) 又 難にて―難に(支・群) ル 侍めれは―侍るめれ(支・群) ヲ 註―しるして(支)、しるし(群) ワ 此判の―此判は(支・群) カ おもふきには―かのおもむきには(支・群) ヨ ふしのみ―ふしをのみ(支・群) タ 賞翫候は、―賞翫せられ候は、(支・群) レ 桜はな木の下風―桜ちる木の下風(支・群) ソ 詠し候て―詠て候は、(支・群) ツ 哥やすくや―やすくや(支・群) ネ 證據は―證據歌は(群) ナ 註申候ても―しるし申ても(支・群) ラ 今の―今(支・群) ム 指南―指難(支) ウ た、―多く(群) 中 定家卿判―定家卿の判(支・群) ノ かきのせて候―書のせ候(支・群)

【語釈】

① 或所哥合に……―該当する歌合および例歌未詳。当該の下野歌が俊頼歌をはじめとした多くの歌に詠み込まれているありふれた表現を用いているにもかかわらず、最終的に勝とされている点について異議を申し立てるため、先行歌(大藏卿有家歌)との類似を批判する定家の判詞を引用している。

② 桜はな木の下風―ありふれた表現としてあげられているのであろうが、この二句が続く例はみられない。支子文庫本・群書類従本文「桜ちる木の下風」であれば、

集「春・亭子院歌合に」・六四・貫之)が存する。

【通釈】

また、或所歌合に、

暮れて猶ふけ行く空を松島や月は雄島の有明の比

この歌に対して、定家卿は判詞に、「空を松島月は雄島」という歌)の趣向は、仙洞においてこのような歌を見たことがございます。作者は大藏卿(有家)でございましてでしょうか。このようにある歌を少し趣向の参考とするように(作者が見ていることはなくとも、(証歌として類例のあることが)後に判明した場合は判の対象となるのでございます」と判じておりますので、今記し申し上げております「しきしのぶ」という表現を詠み込んだ歌は、この(定家の)判の趣旨に相違することはないのではないのでしょうか。このようにありふれた趣向ばかりもてはやすのであれば、ただ「桜散る木の下風」とのみ詠んで、歌はたやすいものとなるでしょう。おおよそこうした証拠は、昔や今の歌合に多くみえることですが、他人の判詞を記し申し上げても、今の判者はそれを手本とするはずがありませんから、ただ(手本とするはずの)定家卿の判詞ばかりを書き記しました。

【本文】

抑、旅宿風の愚詠、上下句の

はしめの同字あやまり候、ともかくも不及申候、判者す、みて是をなためて、勝とさため申候にける、

身ふかくはあらはれ候ぬれと、判者のなさはありかたきほとにこそおほゆる事にては候へと、かやうの難を判にのせ候なる事は、おなし難のあまたつかひにみえ候、哥合には初の哥をまつ難して、後のつかひをはそれにゆつり候とこそ承をきて候に、今度御

哥合に、為氏朝臣、同字を上下句に詠て候之由承候へは、末番の愚詠にはしめて見とかめられ候けるも、彼は例のやみのゆへにや候らん、まことに此難は前はき、

(五七ウ)

と^④かめたる事にて候へは、露塵^ルのかゝる所なく候へと、
蓮性^{レン}番にのみかやうの事共を申ちうされ候も、
子細^コなどをわきまへ申ましき物とおもはれ候にこそ、
尤そのいはれ候、

【校異】

- イ 同字―日字の(支)、同字の(群) □ あやまり候―あやまり(支・群)
ハ 不及申候―申候及はず候(支)、申に及はず候(群) ニ なためて―ナシ(支・群)
ホ あらはれ候ぬれと―あらはれ候ぬと(支・群) ヘ 判者の―判者(支)
ト 事にては―事にて(支・群) チ のせ候なる事は―のせとなる事(支)
リ おなし難の―同難(支・群) ヌ 哥合には―哥合に(支・群)
ル 後のつかひをは―後の判を(支)、後の判をは(群) ヲ 承をきて候に―承候に(支・群) ウ 今度―今度の(群) カ 御哥合に―御歌合には(支・群)
ヨ 為氏朝臣―為氏朝臣月の哥に(支)、為氏月の歌に(群) タ 上下句に―上下に(支・群) レ 詠て候之由―詠して候よし(支)、詠て候よし(群)
ソ 末番の―末の番の(支・群) ツ 彼は―かれに(支) ネ やみの―心のやみの(支・群) ナ 此難は―此詠は(支) ラ 前は―上に(支・群)
ム さゝと^④かめたる―と^④かめたる(支・群) ウ のかゝる―のかゝる(支・群)
中 蓮性番―蓮性か番(支・群) ノ かやうの事共を―かやうの事共をのみ(支・群)
オ 申ちうされ候も―申註せられ候も(支・群) ク わきまへ申ましき―わきまふましき(支・群)

【参考】

『院御歌合』「旅宿嵐」・百十四番
百十四番

左 聯 蓮性

岩かねの枕のあらしさらてたにいねかてなるを心してふけ

右 下野

行暮てひと夜やとかる松かねに何と嵐の床はしぬらん

左、上下句はじめの同文字、みとかむるおりも侍れ

とも、いねかてなるを心して吹、ことよろしく、おなし

嵐もきこえ侍にや、右、なにと嵐のといへる、心にいれ

ぬさまに侍れは、尤以左為勝

『院御歌合』「海辺月」・六十三番

六十三番

左 為氏^{朝臣}

長しとも月におほえぬ秋のよのなとかふけるの浦といふらん

右 少将内侍

秋をへてよわたる海士のすて衣塩なれにける袖の月哉

左、なとかふけるのといへるほど、思ふ所ありけに

みえ侍を、月におほえぬといへるや、た、ことはに

侍らん、右、夜わたる海士のすて衣しほなれにける

袖の月は、見所侍へきにや、右勝侍へし

【語釈】

①旅宿嵐の愚詠、上下句のはしめの同字あやまり候―【参考】にあげた『院御歌合』旅宿嵐・百十四番左・蓮性歌の、初句「岩かねの」と第四句「いねかてなるを」の初めの文字「い」が同じである点を指す。為家も判詞でこの点を批判している。

②為氏朝臣、同字を上下句に詠て候之由―【参考】にあげた『院御歌合』海辺月・六十三番左・為氏歌に対して、為家は判詞で「左、なとかふけるのといへるほど、思ふ所ありけにみえ侍を、月におほえぬといへるや、た、ことはに侍らん」と述べるのみで、上句・下句の初めの字が同じである点について特に批判していない。

③例のやみのゆへにや候らん―「やみ」の部分は、支子文庫本・群書類従本本文「心のやみ」に従う。同様の欠点を持つ為氏歌は批判せず、蓮性歌で初めて批判を行ったのは、「人のおやの心はやみにあらねども子を思ふ道にまどひぬるかな」(後撰和歌集)雑一・「太政大臣の、左大将にてすまひのかへりあるじし侍りける日、中将にてまかりて、ことをはりてこれかれまかりあかれけるに、やむことなき人二三人ばかりとどめて、まらうどあるじさけあまたたびのち、ゑひにのりてこどものおへなど申しけるついでに」・一一〇二・兼輔)のように、親が子を思う深

い心のためではないかと述べる。「例の」というのは、『院御歌合』山花・十八番右の為教歌が「今朝」と「今」という語を詠み込んである欠点に対し、為家が批判を行っていない点について難じた、『蓮性陳状』「彼はまことに心のやみににのあやめもわかたかく候はん」(五二オ九)の箇所と同様であることを示す。

④露塵のかゝる所なく候へと―「のかゝる」の部分は、支子文庫本・群書類従本文「のかゝるゝ」に従う。「それにつき難し申され候はん、のかゝるゝ、所なく候へと」(五一ウ四)、「いつしか老の病をあらはし候ぬる事、かならずひとつのはちのかゝるゝ、所なく思給候」(五二ウ二)のように、蓮性が自らの非を一旦は認める場合に同様の文言がみられる。

【通釈】

そもそも、「旅宿風」題での私の歌に、上句と下句の初めの字が同じであるという過ちがございました。(この過ちの是非については) いずれとも申し述べることにはございません。判者は進んでこの欠点をとりなして、勝と定め申されました。私の不覚は明白となりましたものの、判者の温情はありがたいことと思われますが、こうした欠点を判詞に書き記されることについては言え、同じような欠点(を持つ歌)が多くなる番に見られます。(欠点が見られる場合) 歌合では初めの歌をまず批判して、(そうした欠点を持つ) 後の番では先に批判した番に譲ると聞き及んでおりますのに、このたびの歌合において、為氏朝臣が、同じ字を上句・下句(の初め)に詠んでいることをお聞きしましたので、後の番である私の歌で初めて(こうした欠点を) 見咎められるのも、これは例の(親が子を思う) 心の闇のためなのでしょう。本当にこの欠点は以前には批判の対象としたことですので、少しも逃れられないものですが、私蓮性の番にのみこのようなことを申し記されるのも、子細などをわきまえ申し上げないものと思われまします。もともとそうしたいわれはございます。

【本文】

大方は忝も勅をうけ給て判者にぞ

なはり候はん人は、其家をも思、此道をも執して、私

あるへきにて候はねは、直心をさきとする由いとも
みえ候に、蓮性哥にあたりて自然に見出さるゝ、
難にてこそ候らめは、老のつたなきをのみなけ

き思給候、さりながら、為氏朝臣并為教朝臣、いま老
の心にかよひて、父卿の所存はそむき候にけるのみ
こそ、身の冥加と悦思事にては候へ、よその人もまた
めて思ゆるすかたもや候らんなど、ほこらしきまでに

おほえ候、まことに道をまもる神明もよきりなき
御事にて候けるとも、いよくあふかれ候まゝには、涙

もおさへかたくこそおほえ候へ、

【校異】

イ 忝も―しけなく(支)、かたしけなく(群) 口 此道をも―此道(支・群)

ハ あるへきにて―有へきにて(支・群) 二 直心―なをき心(支・群)

ホ いと―今も(支・群) へ みえ候に―見え候にこそ(支・群)

ト 蓮性哥にあたりて―た、蓮性にあたりて(支)、只蓮性が歌にあたりて(群)

チ 自然に―自然と(群) リ 難にてこそ―難にて(支・群) 又 つたなき―つらなき(群)

ヲ いま―今の(支・群) ル 為氏朝臣并為教朝臣―為氏朝臣(支・群)

ウ いま―今の(支・群) ヲ そむき候にけるのみこそ―そむきけるのみこそ(支)、

そむきけるにこそ(群) タ 冥加と―冥加も(支・群) レ 悦思事にては

候へ―悦給事にて候へ(支)、悦ひおもひ給ふ事にて候へ(群) ソ さためて

―ナシ(支・群) ツ 思ゆるすかたもや候らんなど―思ひゆるす方も申候らん

(支) ネ ほこらしきまでに―ほこらぬまで(支)、ほこらしき迄(群)

ナ よきりなき御事にて―かきりなき事にて(支・群) ラ 候けるとも―候け

りとは(支・群)

【語釈】

①為氏朝臣并為教朝臣、いま老の心にかよひて―「今度御哥合に、為氏朝臣、同字を上下句に詠て候之由承候へは」(五八オ一)とあるように、『院御歌合』海辺

月・六十三番左の為氏歌の上句・下句の初めの字が同じであるという点、および「猶若けざと今とはかり難にさためられ候へきならば、為教朝臣今度即花の哥にこの字を詠にて候よし聞え候」(五二〇七)とあるように、『院御歌合』山花・十八番右の為教歌の「今朝」と「今」という語を詠み込んでいるという点、為家から蓮性が批判されている難点と一致していることを指す。

【通釈】

大方はもったいなくも勅命を受けまして判者となりました人は、その家(の名譽)をも思い、この(和歌の)道にも執心して、私心などはあるべきものではございませんので、正直な心を先に立てることは本当にみえますのに、私蓮性の歌を(判ずるに)あたつて自然に見出される欠点でございませうから、年老いて拙いことばかり嘆いております。しかしながら、為氏朝臣ならびに為教朝臣が、いま年老いた私と同様に、父である為家卿のお考えに背いておりますことのみ、私の身にとつてしあわせなことで喜んでおります。余所の人であつてもきつと許し認める方もあるでしょうなど、誇らしいまでに思われます。本当に和歌の道を守る神も限りないことであるとも、ますます敬いますまゝに、涙も抑えがたく思われます。

【本文】

二代撰者の跡により

てなとおくかきにもせられては候なれと、いま
 註申上候、彼祖父哥、父卿の判にはことなる事
 のみみえ候にや、是等の子細心にこめて候はんも、
 妄念の基ともまかり成候は、よしなき方も候ぬ
 へく思給候之間、返々えは、かりながら、書あつめ候
 ぬるにも、是もみな老耄のあまりひか事のみ
 こぞ申候らめは、御披露まではゆめ／＼あるまし
 きことに、判者もれうけたまはり候なは、さためて
 老のはちもいよ／＼あらはれはて候ぬといたみ
 おほえ候へと、此道をおこし、おこなはせおはしまし候

(五八ウ)

御時にあひ候ぬれば、かやうに申候事も又ふるき
 跡な候はね、かつは道にふけり候心さしはかり
 にひかれ候て、は、かりをわすれ候ぬるに候、御
 覧之後はひきやられ候へく候、あなかしく、

建長五年四月十六日

蓮性

(五九オ)

【校異】

イ 二代撰者の跡―二代撰先の得(支)、二代撰者の得(群) □ おくかきにも―をくかきも(支)、奥書に(群) ハ のせられては候なれと―のせられて候なれと(支・群) ニ 註申上候―しるし申(支・群) ホ 彼祖父哥―彼祖父の哥は(支)、彼父祖の歌は(群) ヘ 父卿の―父卿(支・群)
 ト 事のみみえ候にや―事のみや候にや(支)、事のみ候にや(群)
 チ 基とも―もとひと(支・群) リ まかり成候は―まかり成候は、(支・群)
 又 思給候之間―思ひ給候らめ(支)、おもひ給ひ候間(群) ル えは、かりなから―恐憚なから(支・群) ヲ 候ぬるにも―候ぬるに(支・群)
 ワ 申候らめは―候らめは(支)、候らめ(群) カ 御披露までは―披露(支・群) ヨ ことに―御事にて候(支・群) タ 候なは―候ひては(支)、候は、(群) レ あらはれはて候ぬと―あらはれ候ぬと(支・群) ソ おこし―こし(支) ツ 跡な候はね―跡なき候はねは(支)、跡なきに候はねは(群)
 ネ かつは―ナシ(支・群) ナ ふけり候―ふける(支・群) ラ ひかれ候て―ひかれて(支・群) ム わすれ候ぬるに候―忘れぬるに候(支・群)
 ウ 御覧之後は―此やうをは心得御披露の後は(支・群) 中 ひきやられ候へく候―ひき破らるへく候(支・群) ノ あなかしく―あなかしこ(支・群)
 オ 建長五年四月十六日 蓮性―ナシ(支)、宝治二年九月 仙洞御歌合披露之後／入道正三位知家卿(法名蓮性) 以此状就大藏卿／定嗣卿 院奏之云々／〔以下、蓮性と下野の結番部分の歌合本文が抄出される〕(群)

【語釈】

① 二代撰者の跡によりてなとおくかきにもせられては候なれと―『院御歌合』

跋文冒頭に「抑二代撰者の跡といふをもちて、一旦判者の名をけかし侍事」とある文言を指す。

②建長五年四月十六日―為家の加判が宝治元年（一二四七）もしくは同二年（一二四八）とすると、建長五年（一二五三）に蓮性が陳状を提出するまでに約五年経過していることとなる。陳状冒頭に「十首御哥合よにゆかしくおほえ候へともいまた見及候はぬに」（五十ウ2）とあり、なんらかの事情によって公表・流布が遅れた可能性もあるが、不自然である。佐藤恒雄氏は「建長元年（奥書の「五年」を誤写と見る）四月十六日に「蓮性陳状」が書かれ」という見解を示されている（『藤原為家全歌集』《平成14年 風間書房》）。

【通釈】

「（俊成・定家の）二代にわたる勅撰集撰者の後継であることから」などと（『院御歌合』の）奥書にも載せられてはいますが、今記し申し上げましたように、彼の祖父の歌や、彼の父の判詞には異なることのみ目につくでしょうか。是等の子細を心の中に押しとどめておりますのも、迷いの心の基ともなりますので、どうしようもないことだとも思いますが、重ね重ね恐れ憚りながら書き集めましたけれども、これもみな年老いたあまり間違ったことばかり申し上げておりますようですので、外に公表することは決してあつてはならないことでございます。判者も漏れ聞きましたならば、きつと老いの恥もいよいよ明らかになると（心に）痛みを覚えますが、（後嵯峨院が）この（和歌の）道を興し、実際にご活動なさっている時期でございますので、このように申しますこともまた先例がないわけではございませんし、その上（和歌の）道にふける志ばかりにひかれて、憚りを忘れてしまいました。ご覧になった後はひき破ってくださいますように。あなかしこ。

建長五年四月十六日

蓮性

〔付記〕

本稿は、平成二十二年度尾道大学学長裁量教育研究費、研究テーマ「宝治元年『院御歌合』注釈を通じた鎌倉時代中期の〈政治と文学〉に関する総合的研究」（代表者 藤川功和）による研究成果の一部である。なお、校正に際して、三好優希（日本文学科二年）、吉井佐織（日本文学科二年）両氏の協力を得た。